

国自安第 26 号の 2  
国自旅第 55 号の 2  
国自整第 37 号の 2  
令和 5 年 5 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局 安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
( 公 印 省 略 )

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者  
が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、遺漏なきよう取り計らわ  
れたい。

別添

国自安第 26 号  
国自旅第 55 号  
国自整第 37 号  
令和 5 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本バス協会会長  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 } 殿

国土交通省 自動車局 安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
( 公 印 省 略 )

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者  
が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」の廃止について

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン(令和元年6月策定 国土交通省自動車局)」は、令和5年3月31日付で公布された道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号)にその趣旨が引き継がれたことを踏まえ、本日付で廃止することといたします。

つきましては、本件について了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

※限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン  
<https://www.mlit.go.jp/common/001295527.pdf>